



厚生労働省発年1002第1号
平成 29年 10月 2日

社会保障審議会

会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣

加 藤 勝 信

年金積立金管理運用独立行政法人の中期計画の変更について（諮問）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定により、別紙のとおり年金積立金管理運用独立行政法人の中期計画の変更を認可することについて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第29条第2号の規定に基づき諮問する。